第７号の２様式別表７記載要領

１　この明細書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第53条第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）及び第321条の８第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書、第７号の２様式の明細書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

２　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

(2)　「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

３　（その２）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の８第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

(2)　「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の８第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。